

九州心理学会優秀実践研究賞規程

第1条（名称） 本賞は、「九州心理学会優秀実践研究賞（以下、「優秀実践研究賞）」とする。

第2条（目的） 本賞は、九州心理学会の会員による、特に優秀な実践的研究業績を表彰するものであり、質の高い実践的研究を奨励し、九州における心理学研究の発展を促すことを目的とする。

第3条（受賞資格） 本賞の受賞のためには、次の条件を充たしていなければならない。

1. 表彰時に主たる受賞者は本学会正会員（名誉会員・一般会員・学生会員）であること。
2. 本会が定める年度会費を納入していること（但し、名誉会員はその限りではない）。

第4条（授賞数） 当該年度に授与する優秀実践研究賞は、原則として1件のみとする。基準を満たす優秀な実践研究がない場合には、受賞対象なしとする。

第5条（選考） 選考は、次のように行い、受賞者を決定する。

- 1.（候補者の推薦）本学会正会員（一般会員）から推薦を受ける。推薦にあたっては、推薦する研究の内容、推薦理由など、別途定める項目に従って、推薦者連署の上、推薦書を当該年度の8月末まで（必着）に本学会事務局に提出するものとする。会員が推薦できるのは、1件とする。選考に必要な参考資料（論文の抜き刷りなど）も提出することができる。
- 2.（選考委員会の設置）選考は、大会会長、開催県理事、事務局長、及び理事会での互選によって選出された理事2名を持って構成される「九州心理学会優秀実践研究賞選考委員会」が行う。大会会長が選考委員長を務める。
- 3.（選考の決定）実践研究賞選考委員会は、推薦書、参考資料などに基づいて選考し、決定する。
- 4.（受賞者の公表と表彰）実践研究賞選考委員会は、次年度の理事会にその選考結果を報告し、総会において、受賞者に対して賞を授与する。

第6条（規程改廃） 本規程の改廃は、理事会の議を経て行われる。

付則 本規程は、2008年2月22日から施行する。